

## 山梨県環境影響評価等技術審議会議事録概要

日時：令和3年12月7日（火）

### 会議出席者

#### <出席委員>

坂本会長、伊東委員、岩田委員、工藤委員、小林委員、佐藤委員、高木委員、  
田中委員、別宮委員、箕浦委員、湯本委員

#### <事業者>

東海旅客鉄道株式会社 中央新幹線推進本部 中央新幹線建設部  
中央新幹線山梨工事事務所長 中川氏  
同 中央新幹線山梨工事事務所 課長 市瀬氏  
同 中央新幹線山梨工事事務所 課長 寺下氏  
同 環境保全事務所（山梨）所長 米本氏  
同 環境保全事務所（山梨）岩瀬氏、七澤氏

#### アジア航測株式会社

社会インフラマネジメント事業部 環境・エネルギー部  
環境コンサルタント課 仲條氏  
同 森山氏

#### <事務局>

渡辺大気水質保全課長、今井総括課長補佐、安部課長補佐、渡邊主査、大森技師

### 次第

- 1 開会
- 2 議事  
議題 「中央新幹線（品川・名古屋間）」に係る中間報告書について
- 3 その他
- 4 閉会

### 資料

山梨県環境影響評価等技術審議会委員名簿  
資料1 「中央新幹線（品川・名古屋間）」に係る意見整理表  
資料2 知事意見素案  
事業者説明資料

## 1 開会

(司会 今井総括課長補佐)

定刻となりましたので、ただ今から、山梨県環境影響評価等技術審議会を開催いたします。委員の皆様には、御多忙中のところ御出席をいただき、厚く御礼申し上げます。私は本日の進行を務めます、山梨県大気水質保全課総括課長補佐今井でございます。

はじめに、渡辺 大気水質保全課長から、御挨拶を申し上げます。

(事務局 渡辺課長)

本日はお忙しいところ、山梨県環境影響評価等技術審議会に御出席いただきまして誠にありがとうございます。本日の議題でございます「中央新幹線（品川・名古屋間）の中間報告書」につきましては、10月15日に審議会を開催し、中間報告書の内容について御議論をいただきました。今回は、その際に出された質疑、意見等について、事業者から追加の説明を受けた後、これまでの審議会での御意見等を踏まえ事務局で作成した知事意見の素案について、御審議をお願いします。委員の皆様におかれましては、限られた時間ではございますが、幅広い観点から御審議いただきますようお願いいたします。本日はよろしくようお願いいたします。

(司会 今井総括課長補佐)

続きまして、審議会の開催要件の可否について御報告いたします。本日の出席状況については、15名の委員のうち、会場に3名、ウェブ会議システムで8名の計11名の出席をいただいております。2分の1以上の出席が得られましたので、条例第四十七条第11項の規定に基づき、本審議会が成立していることを御報告いたします。

ここで、配布資料の確認を行います。次第・席次表、委員名簿、資料1、資料2、事業者説明資料がございます。資料に不足がある場合には、事務局までお申し出ください。配布資料はよろしいでしょうか。

次に傍聴人の皆様への留意事項につきまして御説明いたします。傍聴人の皆様は、受付時に配布した傍聴券に記載の「傍聴の心得」を御覧いただき、心得に沿って傍聴いただきますようお願いいたします。なお、審議会の記録のために、審議の途中で、写真を撮影する場合がございます。

また、大変恐縮ではございますが、議事録作成のため、会議内容については、録音をさせていただきます。誠に恐縮ですが、御発言の際は、必ずマイクを使用して、大きな声でお願いします。また、御発言の都度お名前を仰っていただくようお願いいたします。なお、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、会場にいらっしゃる委員の皆様には、マスク着用のまま、マイクでの発言をお願いいたします。

それでは、これより次第に従いまして、議事に入らせていただきます。本審議会の議長は、条例第四十七条第10項により、会長が当たることと定められておりますので、坂本会長に議事進行をお願いしたいと思います。それでは、坂本会長、よろしくようお願いいたします。

## 2 議事

議題 「中央新幹線（品川・名古屋間）」に係る中間報告書について

(坂本会長)

それでは、議事を進行させていただきます。案件の審査に入る前に、本審議会の運営方法について確認をお願いします。本審議会については、平成17年7月8日の技術審議会において御議論いただきましたとおり、制度の主旨である『公平性・透明性』を確保するため、審議そのものについても、広く公開する中で行うことが必要であることから、動植物の希少種や個人情報に係る部分を除いて全て公開とする、議事録については、発言者名を含む議事録を公開するというようお願いいたします。「希少動植物保護の観点」から、一部の審議については、非公開で行います。非公開審議の際には、報道関係者及び傍聴人の本会場から退出いただきます。以上、御協力をお願いします。

それでは審議に入ります。本日の議題は、「中央新幹線（品川・名古屋間）」に係る中間報告書に関するもので、事業者から追加の回答について、御説明いただいて、その後質疑応答と意見交換を行います。また希少動植物に係る部分については、後程まとめて、非公開で審議を行います。その後、事務局から取りまとめた知事意見素案についての説明を受け、意見交換を行います。終了時刻は4時半ごろを予定しておりますので、御協力よろしくをお願いいたします。それでは、本日の議題に入ります。事業者から、追加の回答についての御説明をお願いいたします。

(事業者 JR東海 米本氏)

事業者を代表しましてJR東海の米本です。こちらのスライドを用いまして回答の説明をさせていただきます。まず、御説明に当たりまして、冒頭にもお話ございましたが、前回宿題となっております事柄への回答、さらに前回以降にいただきました御質問について、それをまとめて取りまとめて回答したいと考えております。お手元の資料の1にございます左側にナンバーが羅列されております。質問の項目がランダムになっておりますので、ある程度弊社のほうで項目をまとめた上で回答を作成しております。今、スライドにございますが、説明内容としましては、大きく6項目に分けてございます。最初に工事計画に関する御質問への回答で、その後、発生土仮置き場に関する事、大気質、水質、水資源、景観、この大きく6項目について御説明していきたいと考えております。また併せて、中間報告書その1、前回の分の知事意見に対する弊社の現時点での取り組み状況というところについても御説明したいと考えております。なお猛禽類、あと希少種のことにつきましては、第二部の非公開のところ御説明したいと考えております。長くなりますがよろしくをお願いいたします。

まず最初に工事計画に関する事柄です。意見整理表の30番でいただいていた項目になります。いただいた御意見としましては、変電所に接続する送電線は、東京電力が新たに設置されるのか。環境影響評価の対象ではないが、事業に関連して設置されるものなので、対策を検討していただきたい。鉄塔と送電線がどの方向からどういう形で接続するのか教えていただきたい、との御意見をいただいております。そちらへの回答になりますが、高圧線や鉄塔については、電力会社が検討するものであり、環境保全措置等についても当該事業者が検討するものとなります。当社からは、希少種の情報、環境保全措置に必要な情報提供を行ってまいります。なお、平成29年、令和元年には、希少猛禽類に関する調査結果、重要な種の動植物に関する調査結果について、情報提供を行っております。電力会社からの送電につ

いては、保守基地変電所、計画地の東側から変電所に接続される予定ですが、具体的な鉄塔の位置やルートについては、まだ電力会社さんのほうで計画中でございまして、現時点でお示しすることはできません。以上がこちらへの回答になります。

続きまして、同じく工事計画の二つ目で32番になります。建設される建物（保守基地・変電変電所施設）の高さはどのくらいか。大きい建物ができれば、景観だけでなく、鳥類などにも影響が考えられるため、形や色、植栽などの配慮が必要。建物や鉄塔のイメージ図などを用いて説明いただくと分かりやすい。こちらに対する回答になります。高下保守基地・変電所施設には、倉庫などの建物を設置するほか、受変電設備、配電設備などの機器、資機材スペースなどを設置する計画になっております。現在、設備配置、建物の形等については計画中であり、現時点で具体的な計画をお示しすることはできません。引き続き計画の深度化を図りまして、地元住民の方々への説明が完了した段階で、工事計画及び環境保全の計画を取りまとめまして、公表していきたいと考えております。以上が工事計画に関する事柄になります。

続いての項目ですが、発生土仮置き場についての御質問です。埋め立ての際には、環境影響評価手続の対象ではないけれども、埋め立て場所については、工事毎に影響評価をしていただきたいと考えております。こちらへの御回答になります。環境影響評価時には、計画未定の発生土置き場等については、環境影響評価書の第10章に記載してございますが、環境保全措置の内容を詳細なものにするための調査及び影響検討を、事後調査として実施しております。こちらについては事後調査として実施して、年次報告書として毎回公表させていただいております。

同じく10番目の質問ですけれども、もう一つございました。二つに分けております。次の項目が同じく10問目だったのですけれども、発生土の収支について説明をいただきたいということで、本日、表を作ってまいりました。こちらの表なのですけれども、発生土が出てきましたのが平成28年度からになります。そこから令和2年度までの発生土量と他事業への活用量というものを示したものになります。まず、発生土量になりますが、中間報告書その1でこちら公表させていただいております。15.7万立米が発生しております。続いて平成30年度以降で、今回の中間報告書その2で公表しております量が、89.7万立米になります。それぞれ各年度の発生土量につきましては、その下に記載してございます。それに対しての他事業への活用量になります。括弧書きで割合が書いてございますが、それは中間報告書のそれぞれに対応するところに対する土量だと考えてください。他事業への活用量ですが、2016年度・17年度で約1万立米ということで、発生土量の約1割の土量が他事業に活用されております。その後、2018年度以降、出てきた量が89.7万立米に対して、約6割の58万立米が他事業に活用されております。最後の下三行でございまして、こちらがまとめになりますが、令和2年度までのこれまでの発生土量の合計というところ約100万立米というボリュームになっていきます。その発生土量のうち、約6割につきましては、他事業、主に早川・芦安連絡道路事業ですとか、その他の県及び早川町の事業などで活用させていただいております。これ以外に当社が設置しました塩島地区に発生土置き場、こちら本置き場になりますが、こちらに約3万立米置いているという状態でございます。以上、こちらの収支の御報告とさせていただきます。

続きまして20番になります。仮置き場の状況が一度に分かるようなマップなど

を整備していただきたいとの御質問をいただいております。こちらへの御回答になりますが、中間報告書のその1での知事意見に対する事業者見解でも回答してはいたのですが、山梨県内の発生土仮置き場などの位置及び現地状況を当社JR東海のホームページに掲載するようにしております。こちらホームページのイメージを次のページで御説明します。こちらJR東海のホームページに早川町内の発生土置き場をマップの中で示してございます。それぞれの発生土置き場にカーソルを合わせてクリックしますと、右上のような現在の状況というところを写真で表示するというものを整備してございます。

続きまして21番になります。仮置き場の中には、長期間半永久的に設置されるようなものも出てくるのではないかと。そうであれば、有効利用して何か使える方法はないのか、検討して情報を開示したほうが、よりよい事業になると考える。こちらに対する回答になりますが、先程も御紹介いたしました、建設発生土については、高下保守基地変電所などの自社用地内に運搬するほか、山梨県による早川芦安連絡道路事業や西之宮地区の防災拠点整備事業などに活用いただいております。

次の御質問事項になります。次は66番になります。発生土仮置き場の位置とハザードマップの重ね合わせ図を示すこと、という御質問いただいております。こちらへの回答になりますが、ハザードマップは洪水と土砂の両方あるので両方について書いております。まず、早川町内では、洪水浸水想定区域の設定はございません。また、早川町内では、土砂災害警戒区域等は指定されております。土砂災害警戒区域等は、土砂災害警戒区域と土砂災害特別警戒区域の二つの区域に分類されておまして、土砂災害特別警戒区域内では、住宅の宅地分譲や要配慮者の利用施設、病院ですとか社会福祉施設になりますが、こちらの建築には県知事による許可が必要となります。盛土等の設置を制限するというものではございません。発生土仮置き場の設置に当たっては、山梨県と早川町と協議の上、管理計画を作成しております。異常時の対応ですけれども、台風の接近を含めた大雨の際や、早川町内で震度4以上の揺れを伴う地震が発生した際には、巡回点検を行って、異常を確認した場合には、関係機関に連絡するとともに、安全の確保に必要な措置を実施し、その内容について関係機関に報告いたします。各発生土仮置き場の管理計画につきましても、それぞれの発生土仮置き場の保全計画書の巻末に管理計画を掲載してございます。実際のハザードマップとの重ね合わせ図というのが次になります。まず、左側に凡例がございしますが、急傾斜地に関します特別警戒区域が濃いオレンジ色、警戒区域が薄い黄色になっています。

続いて、土石流の特別警戒区域が濃い茶色、警戒区域が灰色というふうになっております。地図が2枚ございしますが、左側はリニアの計画路線の北側を示したものの、右側は計画路線の南側を示したものになります。発生土置き場を黄色い丸でプロットしてございしますが、北のほうから見ていきますと、急傾斜地・土石流ともに、特別警戒区域にかかるというところはございません。本線の南側になりますが、この発生土置き場の中で唯一特別警戒区域に係るところとしましては、中州地区の発生土仮置き場、こちらが一部、急傾斜地の特別警戒区域に当たります。ただ先程も申し上げましたが、この急傾斜地の特別警戒区域にかかるというところで制限が出てくるところというのは、宅地ですとか、病院などの施設になってきますので、今回の発生土置き場というところについては、特に制限がかかるものではございません。制限がかかる、かからないということがございしますが、もちろん、弊社のほう

で安全が管理できるよう管理計画を作成した上で、巡回点検等の必要な措置は行っております。以上が御回答になります。

続いて大気質の項目になります。36番になります。限られた地域内、道路で、数多くの残土置き場が設置されている。個々の影響だけでなく、地域内の総量的な影響を考える必要がある。大気質の観点で言えば、地域内のすべての残土置き場について、車両の総量を基に大気や騒音の評価をしていただきたい、という御質問をいただいております。こちらへの回答ですが、環境影響評価書では、県道37号線を運行する工事用車両の総台数、1日当たり465台としておりますが、これに対して予測評価を実施しております。環境影響評価時に、計画が未定だった、発生土仮置き場等について、事後調査として影響検討を実施しております。この影響検討書においても、環境影響評価書での予測条件としました1日当たり465台を前提とした予測をしております。工事計画では予測条件の465台を超えないように運行台数を管理しております。次のページになりますけれども、この県道37号線を運行する工事用車両の走行実績を示してほしいとお話もございましたのでこちら取りまとめております。こちら真ん中に、東西に走っているリニアの路線がございしますが、その斜坑口がダンプが出てくるところになります。そこから南側を青の路線、北側を赤というふうにしております。元々アセスでの予測をしたという際には南側に行くことを予測の前提としておりましたので、各斜坑口から、出てくるダンプがアセスの予測地点としては、南側の星印のところを予測の地点として設定してございます。アセスの時にはこの黄色のところを、1日当たり465台を上限として予測評価してございます。それ以降、北側の早川芦安連絡道路で、こちらの事業で発生土を活用していただけるというお話もございましたので、北側に行く台数というところも影響検討しまして、こちらは北側の赤色のところについては、1日当たり151台を上限という設定の仕方をしてございます。それに対する各年度の中で、どれだけの台数が走っているかというところを示したものがこの表になります。この表の見方なのですけれども、各年度の中で南側に走った台数、北側に走った台数の一番多い日の台数を記載しています。その走った日付を括弧書きの中に記載しております。まず、平成28年度につきましては、南側に向かったのが119台というのが一番多かった。2月16日に119台というのが一番多かったというものです。翌年、平成29年度は、南側に254台というのが一番多かった。平成30年度については、南側に430台、令和元年度は426台、令和2年度は390台、令和3年度につきましては、まだ途中ではございますが、南側に335台というのが一番多いというふうになります。各年度の日最大運行台数は、アセス予測での前提とした465台を超えないように管理しながら、今現在も運行しております。

続きまして、次の水質の項目につきまして御説明いたします。12番になります。水質の検査について、常時観測は難しくても、例えば、排水地点の上流部も同時に測定して比較することも検討してもらいたい。こちらへの回答になります。工事排水については、濁水処理設備などで、SS、pHの処理を実施してございまして、その濁水設備から放流前に、排水基準等に適合していることを確認した上で排水してございます。その排水先の河川では、排水地点の下流において、工事前、工事中のモニタリングを実施していることから、モニタリングの方法、頻度については十分であると考えております。引き続き工事排水の適切な処理を行いながら事業を進め

てまいりたいと思います。

続いて水資源の項目になります。こちら63番でいただいた御質問になります。河川流量について同じ量・割合で変化減衰が起きれば、大河川よりも小河川のほうが生態系の影響が大きな場合もあるため、高橋の水文で影響が予測されるエリア内の小河川でのモニタリングを求めている。トンネルよりも流域の下流側に影響が波及した場合も考慮した調査位置の配置をお願いしたい。早川本流の流量だけでは、影響を抽出するのは難しいと考えるので、周辺の支流のデータも含めて、検討、科学的な評価をしていただきたい。そちらに対する回答になります。水資源については、中間報告書の本編の7章の中、また中間報告書の資料編の3章の中で記載していますが、全部で58地点について調査を実施してございます。調査地点は、トンネルと直交する河川及び沢の下流地点のほか、高橋の式による影響範囲内の河川及び沢に設定してございます。水資源への影響把握のため、地表水の流量調査を今後とも継続して行ってまいります。この水資源に関しましては、次の図も使いながら、また御説明していきたいと思っております。前回いただいていた御質問を、もう一つ62番ということで読ませていただきます。水資源の調査結果について、「季節変動が見られた」、「工事の影響はない」との結論に至った根拠を説明することということになります。こちらですが今、図で見えていただいているものが、こちら富士川町から早川町にかけての巨摩山地、後は南アルプスに向けてのエリアのところの場所になります。そして、右上に書いてございます事後調査地点、モニタリング地点、こちらは山梨県内全体で、事後調査地点としては11点、モニタリング地点としては47地点、合計58点で水の水量を測っております。今、この図で見ますと、赤でプロットしているものが事後調査の地点になります。この今見えていただいている中では、富士川町と早川町の中だけで、10地点の事後調査ポイントを持ってございます。一方、青のプロットも多数ございますが、こちらはモニタリング地点となっております。こちらと同じく、水量を測っている場所というふうになっております。また、それ以外に早川沿いに本線の北側に2箇所黒いプロットがあります。また、南側にも1箇所プロットがあります。これは高橋の式の範囲、黄色く縁取られている場所が高橋の水文の範囲になりますけれども、そこに流域がかかっていないエリアの流量を測るための場所として、3地点置いてございます。こちらが富士川町、早川町のエリアで、JRのほうで計測している場所のすべてになります。早川町内というところだけで絞って見ていきます。早川町内だけで事後調査地点、赤いプロットが7地点、モニタリングの青いプロットの地点は14地点ございます。それに対してこの図の中で、今、一番左側に広河原非常口というのがございます。こちらは斜抗を掘り進めておりまして、今現在、8割まで掘削が完了しております。掘削がどこまで延びているかというところが、この黒の破線の上に赤く色を付けておりますが、そこまで掘削が伸びているというところなんです。続いて、今度早川非常口でございます。こちらも斜抗を掘り進めまして、斜抗につきましては、掘削が掘り終わっております。本線トンネルに今現在入っております、こちらは約2割というところで掘削深度になっております。今度早川東非常口でございます。こちらは今9割斜抗が掘削完了しているという段階でございます。今のトンネル工事の進捗状況としてはこのような感じとなっております。この令和2年度までの工事進捗がある中で、それぞれの場所で調査をしているというところがこちらになってまいります。その中で今日、具体的なデータを示しながら、御説明するのが広河原斜抗

のところがございます地点番号8番の内河内川、この早川の支流になりますが、内河内川での中流のところの流量について、御紹介したいと思います。こちら事後調査ポイントとして持っている場所です。こちらが内河内川の中流の河川流量を表しているものになります。このグラフの中で黒の折れ線グラフが、河川流量を計測したデータになります。平成27年から河川流量を測り始めまして、今現在まで溜まってきたデータになります。その背後に青い縦棒グラフが縦に伸びていますが、こちらが一番近くにごございます気象庁の切石観測所の月別の降水量になります。こちら当然ではございますが、河川の流量というところは、降雨量に応じた変化を示してございます。降雨量が高くなれば、河川流量も増える、一方降雨量が減れば、河川流量も減ってくるというような変化を示しております。その中で、平成29年10月から広河原の非常口トンネルというところの掘削を開始してまいりました。この掘削の前後で比較して見ていったときに、河川流量が今一番少ないところもほぼ変わらず、降雨量に応じた変化がずっと継続しているというところを見ております。我々とする、ほぼ変わらない状態が継続しているというふうにこちらのデータから考えております。次のデータになります。先程も少し御紹介いたしました、黒いプロットをしている場所になります。こちらは、高橋の水文の式から影響がないと考えられている流域の沢の流量になります。一番最も近いところでこの地点番号2番の仙城沢の流量を御紹介したいと思います。こちらは我々の呼び方として、影響が全く出ない場所だろうということで不動点というような言い方をして、このポイントを見ております。こちらが地点番号2番、仙城沢の不動点の河川流量になります。同じく河川流量は降雨量に応じた変化を示してございます。平成29年10月に広川非常口がトンネル掘削開始しておりますが、当然ながらこの地点は広河原の影響は全く出ないエリアになりますので、変わらない状況、それまでと同じような状況を示している。降雨量が増えれば増える、降雨量が減れば減るといったところで、その境目を超えても変わらない。先程の広河原の内河内川の中流での降水量と河川流量の関係性と、こちらの仙城沢での河川流量と降水量の関係性というのが、ほぼ同じような関係性を示している、我々とする、基本的には季節変動、降雨量に応じた変化を両ポイントともしているのではないかとこのように捉えてございます。次に御紹介するデータとしましては、実際の広川非常口のトンネルを掘り始めてからの非常口で出てきている、流れ込んできているトンネルの湧水量のデータになります。平成29年10月から掘削を開始しまして、掘削延長が徐々に伸びるにつれて、湧水量の量としては徐々に増えてきております。ただ、トンネル掘削の進捗に対しまして湧水量が大きく増減するという大きな変化というところは、見られてないというところ。このように特に大きな変動が見られてない、また不動点と比べて、内河内川の河川流量の傾向としても同じような傾向を示している。この点から、我々としては、影響はないのかなと考えております。それを次にまとめて示しております。こちら水資源のまとめです。地表水ですが、地表水については降雨等による変動は確認され、工事の影響による減衰濁水は確認されなかった。トンネル湧水につきましては、トンネルの掘削の進捗に応じて、湧水量は増加しているものの増加量に大きな変化が見られた。以上の結果から、工事による影響は確認されていないという評価をしております。このような評価をしたところから、環境保全措置の再検討については、追加の環境保全措置は不要と考えているというふうに当社としては考えました。以上が、河川流量の事柄になります。



続きまして11番になります。月1回の流量観測では、水量の変化を評価することは困難である。常時観測方法として、ロガーの設置でも良いので検討していただきたい。こちらへの回答になります。地表水の流量観測については、トンネル工事による地表水への影響を把握することを目的としています。日々、トンネル湧水量を監視しておりますので、流量観測は月1回の調査で十分と考えております。既設観測所の常時観測データの活用につきましては、補助的に活用することを検討して検討したいと考えております。

続いて65番になります。塩島地区残土置き場の地下水モニタリングで確認されたフッ素について、環境基準と比較してどの程度検出されたのか。また、自然由来と判断した根拠を説明することということになります。こちら審議会委員の皆様へ中間報告書の資料編4-1-1に環境基準超過の経緯については御紹介してございます。そちらを今日、抜粋して持ってきております。雨畑地区の発生土仮置き場のフッ素検出の経緯というところで御説明したいと思っております。経緯のところで年表ございますが、平成28年12月に区分度の搬入を開始いたしました。年明け1月に観測井戸ございまして、その観測井戸で月に1回行う地下水の水質調査において、環境基準を上回るフッ素を検出いたしました。環境基準がリッター当たり0.8ミリグラムの環境基準に対しまして、1.4ミリグラムのフッ素が検出されたというものでございます。こちら検出された後は、山梨県及び早川町に速報しまして、すぐに下流側に井戸・水資源がないこと、河川の水質が環境基準以下、雨畑発生土仮置き場の上流と下流で濃度の変化がないことということを確認するとともに、区分度の搬入を一旦見合わせました。その後、専門家に依頼しまして原因究明を行っております。その原因究明の結果を3月に山梨県及び早川町、さらに地元住民の皆様方に説明会を開催しまして、搬入再開への御理解をいただきました。実際には、5月から区分土の搬入を再開した。最終的には平成30年の5月まで区分土の搬入をしまして、5月で搬入を完了したというふうになってございます。原因究明というところでいったときに、二つの可能性を検証いたしました。一つは対象事業の影響と、正にこの発生土による影響というところを検証いたしました。こちらまず持ち込みました区分土についてですが、元々持ち込んだ区分土が、どういった区分土なのかというと、pHが基準値を超える発生土を持ち込んだものでした。フッ素の含有量はどうだったかということ、土壌の溶出量基準に対しまして、それよりも少ない0.08mg/lから、0.28mg/lという量でございました。後は土壌の含有量基準に対しましても、それよりも圧倒的に少ない50から80mg/kgという量でございました。区分土を持ち込むに当たりまして、一番底にベントナイト混合土を引いておりました。こちらが悪さをしている可能性があるということで、こちらのフッ素含有状況についても調べております。土壌の溶出量基準に対しまして、このベントナイト混合土が0.08mg/lから0.1mg/l、土壌の含有量基準に対しまして、50mg/kg未満ということで、こちら基準に達しないような量のものでした。こちらのことから、雨畑地区発生土仮置き場に搬入した発生土のフッ素含有状況から、区分土及びベントナイト混合土が原因である可能性は低いというふうに考えております。次の可能性として、過去の土地利用の影響ということについても検証してございます。こちら土地の利用状況を示したものが表になっております。昭和45年以前は、工事関連ヤードとして使われておりましたが、使用者とかが分かっておりません。平成22年4月から9月にかけて、弊社の中央新幹線の地質調査に伴う調査坑の掘削によ

り生じた発生土を盛り出したということがございます。それ以降につきましては、24年から28年に関しては、木材の置き場として利用されたということです。28年10月以降というのが正に今回の区分土置き場として、準備工事を始めたということになります。この平成22年に中央新幹線の地質調査に伴う調査坑掘削により生じた発生土の盛土を行っているということがございますので、こちらの土壌試験を実施しましたが、フッ素を含む重金属については基準値以下の濃度でございました。以上の結果から、過去の土地利用が原因であるという可能性は低いというふうに考えております。以上の対象事業の影響、また過去の土地利用の影響と、両方について検証した結果、工事による影響というところは考えづらいということで、自然由来の可能性が高いのではないかとというふうに判断しているというところでございます。

続いて景観についてでございます。景観につきまして、Q71で御質問いただいております。現在工事を進めている臼井阿原及び利根川公園交差部の高架橋、釜無川の橋梁、高下地区の変電所保守基地などについて、評価書以降に景観の観点から検討した内容（可視範囲図示、景観変化の大きい地点の抽出、日影分布等）及び検討結果（必要な環境保全措置を含む）を示すこと。こちらへの回答になります。景観の観点での予測・評価というのは、環境影響評価書第8章に記載の通り、予測及び評価を実施しております。環境影響評価以降、景観に影響を及ぼすような構造形式の変更及び形状の変更はないことから、新たな影響検討は実施しておりません。同じく、71の御質問の中に、もう一つございましたので御紹介します。甲府盆地内の高架橋区間について、評価書時とフード区間が変わる箇所はあるのか。変わる場合には、保全措置をどのように検討するのか。こちらですが、今年の5月に公表しました、環境対策工に関する図になります。こちらの太い黒線のところが、トンネル区間で、地上区間のうち、二重線になっているところが防音防災フードを予定しているところ。今度は白丸になるところ、こちらが地上区間の中で防音壁の構造になるところです。山梨県内の防音壁区間というのは、合計10箇所の計画となっております。評価書では、防音防災フード区間、防音壁区間ともに、景観に関する予測評価を実施しており、環境保全措置についても定めております。評価書時点では、環境対策工の配置については、県及び沿線市町と協議して決定するとしており、環境保全措置に変更が生じるものではないと考えております。以上が、いただきました御質問、御意見に対する回答となります。

続きまして、中間報告書その1の際にいただいております知事意見への対応状況につきまして、各項目ごとに御説明・御回答していきたいと考えております。まず、大気についてです。知事意見で環境保全措置である低振動型建設機械及び低炭素型建設機械について、流通台数が少ないことを理由に未導入であるが、今後は積極的に採用するよう努めること。こちら、いただいた知事意見に対しまして、当時、平成30年度に事業者見解を返しております。事業者見解は、低振動型建設機械及び低炭素型建設機械は、流通台数が増加し、手配が可能になりましたら、積極的に採用いたします。今現在までの実施状況を、一番最後に書かせていただいております。現時点では、低振動型、低炭素型建設機械の採用はございません。低振動型建設機械及び低炭素型建設機械は、流通台数が増加し、手配が可能になりましたら、積極的に採用いたします。

では続いて水資源に関する御意見です。知事意見です。湧水の水量及び地表水の

流量の調査において、現在実施している調査頻度、調査範囲、調査期間では、降雨等による自然変動が大きく、工事の影響を定量的に把握することが困難である。流域の状況を把握できる常時観測地点の設置や既設観測所の常時観測データの活用も含め、調査や評価の方法を再検討し、追加調査等の実施により、工事の影響を把握すること。その結果、工事の影響が認められた場合には、必要な環境保全措置を検討し、実施すること。当時の事業者見解になります。水資源の事後調査は、トンネル工事の影響を把握することが目的であり、工事中は月1回の調査を基本としています。工事において、トンネル湧水量を日々観測しており、湧水量に明らかな変化が見られた場合には、必要により水資源の調査頻度を増やす対応を行います。気象庁、河川管理者などが設置している観測所における降水量、河川水位などの観測データが工事实施箇所の近傍にある場合には、そのデータも含めて工事の影響を評価いたします。工事の影響が認められる場合には、必要な環境保全措置を検討し、実施いたします。現在までの状況です。トンネル掘削の進捗に対してトンネル湧水量に大きな変化は確認されていないことから、水資源の調査は月1回の頻度で実施しております。早川町内では、山梨県峡南建設事務所が管理されている早川三里観測所、こちらは水位の常時計測ですけれども、これが早川に設置されておりますが、欠測となることが多いため、調査結果の比較は実施しておりません。

続いて、動物、猛禽類についての知事意見になります。クマタカの飛翔現象の原因をイヌワシの定着によるものとしているが、中間報告書の説明をもって工事影響の有無を評価することは難しい。この評価を行うためにはできるだけ多くの調査データが必要になることから、今後、定点観察法による調査に加え、営巣地付近における騒音・振動測定などを実施し、猛禽類への影響を客観的に判断できるためのデータを収集するよう努めること。また、今回の中間報告書においてイヌワシの定着が確認されたがイヌワシについても、大変希少な種であることから、今後の工事に当たっては影響を低減させるための措置を講ずること。当時の事業者見解です。より客観的に判断できるよう、専門家の技術的助言を受けながら、データの充実に努めます。なお、営巣地付近における騒音・振動測定は、専門家より、測定者が営巣地に近づくことで猛禽類へ及ぼす影響が大きい、との技術的助言を受けております。より影響の小さい調査方法を、専門家と相談しながら検討します。イヌワシ（早川町地区ペア）は事後調査の対象ではありませんが、引き続き継続調査を実施するとともに、専門家と相談しながら、影響を軽減させるための措置を講じます。現在までの実施状況です。騒音・振動計測の検討状況について、騒音・振動の計測を実施する場合、対象種の営巣地が確認されたのちに、計測機器を設置することとなりますが、専門家からは、営巣期間中に営巣地周辺に近づくことによる営巣放棄のリスクがあるとの助言を受けております。平成29年度以降、クマタカ青崖ペアの飛翔が確認されていないことから、騒音・振動の常時計測についての具体的な検討は実施しております。引き続き、営巣状況の把握に努め、営巣が確認された場合には、専門家等に相談し、騒音・振動測定の必要性を検討いたします。また、イヌワシの環境保全計画についてです。イヌワシの環境保全措置については、早川橋りょうの施工計画が深度化した段階で検討してまいります。

続いて植物に関することです。知事意見です。植物を移植したにもかかわらず、一部が消失してしまったことから、移植場所の選定に当たっては、生育環境に加え、動物による食害など外的な影響についても十分考慮し、食害防止柵などの必要な措

置を講ずること。当時の見解です。今後の移植・播種では、専門家の技術的助言を受けながら、食害、除草作業等の懸念のある箇所を避ける、保護柵を設置する等の対応を行います。現在の実施状況です。除草や食害の懸念がある場所を避けた移植を実施しております。

続いて景観です。知事意見です。今後の事業実施において、構造物、工事内容が明らかになった段階で、景観に対する影響検討の過程を具体的に示すこと。また、発生土仮置き場、工事ヤードなどの一時的な施設についても、景観への影響が1年以上継続する可能性がある場合には影響検討を行うよう努めること。なお、早川町内の既設の発生土仮置き場についても、日常的な視点場からの景観への影響があることから、飛散防止等に使用するシートについて自然色（茶色）を積極的に採用するなど、発生土置き場の色彩や形状について配慮すること。当時の事業者見解です。高架橋及び橋梁の景観に関する検討の概要は、評価書に記載しています。構造形式及び形状に変更があり、景観に影響を及ぼす場合には検討を行い、その過程を今後作成する中間報告書及び年次報告に掲載いたします。工事ヤード等の一時的な施設は、仮設物等の配置等が、工事の進捗に合わせて刻々と変化していくこと、設置期間が工事期間中に限定されることなどから、景観の調査及び影響検討の対象外としております。早川町内中洲地区発生土仮置き場で、発生土で造成する盛土の法面に植生工を行います。発生土仮置き場の周辺では、必要により可能な範囲で植栽等を行います。現在までの実施状況です。高架橋及び橋梁の構造形式及び形状に変更は生じているか。現時点では、景観に影響を及ぼすような構造形式の変更及び形状の変更はありません。中洲地区発生土での植栽状況について。中洲地区発生土仮置き場においては、法面植栽工及び周辺への植栽を実施しております。

以上が、知事意見への対応状況の御説明になります。長くなりましたが、JRからは以上になります。

（坂本会長）

どうもありがとうございました。まず希少種以外の部分について事業者から説明をいただきました。ここで、事務局から連絡をお願いします。

（事務局 渡邊主査）

前回の審議会において田中委員から発生土仮置き場のマップ等を整備していただきたいと、先程もJRさんのほうから回答があった問20番に関して、先生のほうで想定している、既存のシステムの御紹介を事務局のほうからお願いしたいということで、相談がありましたので、今から画面を共有させていただきます。

（田中委員）

ありがとうございます。多分具体的なものを見ないと文字で書いてあってもよく分からないと思ったわけです。お願いします。

（事務局 渡邊主査）

今、画面共有させていただいているのが、田中委員から御紹介のあったシステムでございます。こちらは参考としてインターネット上にある全国の橋梁マップというものが、地図上に電子データで落とされているものでして、これをズームインし

ていくと、どの場所にどういった橋があるというようなことが分かるシステムになっています。これをクリックいたしますと、どういった橋か、どういう路線か、いつ完成しているのか、延長・幅員等があるといったこういったシステムについて田中委員から情報提供がありましたので事務局から御紹介させていただきました。

(田中委員)

ありがとうございました。

(坂本会長)

それでは、これから質疑応答に入ります。前回と同じように、まず会場の委員からお聞きした後、ウェブ参加の委員に発言していただきたいと思っております。ウェブ参加の皆さんの皆さんはミュートのまましばらくお待ちください。会場の委員、御質問や御意見ございましたらお願いします。では湯本委員をお願いします。

(湯本委員)

湯本です。この中には直接ありませんでしたけれども、少し質問したいと思えます。保守基地ができる場所というのは下高下ですよ。仙洞田のところですね。そうすると、上高下からの景観として下を見た場合に、これは見えないと判断して、話を進めてもよいということでしょうか。なぜそれにこだわるかと言いますと、上高下というのはダイヤモンド富士の視点場としてかなり有名なところだと思いますので、真下に構造物が出てくる場合には、その景観としての配慮というのが必要になるのではないかと思うのですけれど。

(坂本会長)

いかがでしょうか。

(事業者 JR東海 米本氏)

御質問、どうもありがとうございます。環境影響評価の際にですね、視点場としてダイヤモンド富士のところも入れて実際の写真を重ね合わせたパースも作っていますので、そちらを御紹介するのがいいのかなと思うのですが、少しお待ちください。よろしいですか。

(坂本会長)

評価書の段階でその変電所を入れたような。

(事業者 JR東海 米本氏)

はい。写真に重ね合わせをしたものですね。

(坂本会長)

この委員会としては変電所の話が、このところ急に出てきたような印象を受けていたので、その評価書の段階で入っていたという記憶が、覚えていなかったのも、景観のところにも質問が出たのだと思います。

(事業者 JR東海 米本氏)

そうしましたら評価書で実際に、どのように見えるかというふうなところを示しておりますので、またウェブで御参加いただいている方にちょっとお示しできないのですが。

(坂本会長)

大きさとしてこのぐらいの大きさであったので、何て言うかな。

(事業者 JR東海 米本氏)

ダイヤモンド富士を見られる方々、撮影をされる方々にとっては、それ程大きな影響は生じないだろうというふうに予測しているというものです。

(坂本会長)

はい。それで、その変電所、保守基地などについても、それなりの景観の配慮をして造るということによろしいですか。先程のところは何か、その時点では建物などはまだ設計が終わっていない期間だったと思うのですが。

(事業者 JR東海 米本氏)

結局、我々が予測している地点からは見えません。ただ、当然場所が変われば、全くどこも見えないと言われると、そこはまだ検証できませんけれども、今我々が代表的なダイヤモンド富士の撮影ポイントとされている場所からですね、予測している中では、保守基地変電所のところは、見えません。ただ、それよりも手前側のところにございます高架橋に、ちょうど橋梁ですね、トンネルとトンネルの間の高架橋については、ビューポイントの下のほうに少し見えるという程度というところになっています。

(坂本会長)

この委員会としては、変電所とか、保守基地というのは、前回谷を埋めてという話が出てきて、そこで初めて、今、はっきり少しましに分かってきたんだけど、それまでの時点ではどこにどうなるのか分かんなかったの、ちゃんと評価しているのかなという印象を受けたということですね、はい。その議論でも谷を埋めて造ることになっていったんでしたっけ。

(事業者 JR東海 米本氏)

そうですね。埋めてやることにはなっていましたけれども、このダイヤモンド富士のビューポイントからですと、尾根の逆側になりますので、見えませんというふうになります。

(坂本会長)

分かりました。はい。他から見てもおかしくないようにそれなりの設計等をお願いしたいと思っております。変電所は、もうできているんですか。

(事業者 JR東海 米本氏)

まだまだですね。これから谷を埋めていくということになります。

(坂本会長)

はい。分かりました。よろしく申し上げます。他に、こちら（会場）側の委員。

(佐藤委員)

すいません、佐藤ですけども。

(坂本会長)

では、ウェブの方でいいですか。

(事務局 渡邊主査)

すいません。事務局ですけれども、先程こちらの会場には、評価書をJRさんのほうで見ていただいたんですが、今こちらで共有ができそうですので、ちょっと御案内いたします。こちらがJRさんのホームページ上に示されている評価書から、今、皆さんに共有させていただいております。こちらがダイヤモンド富士のビューポイントで現状の状況がこちらになっておりまして、モンタージュを作成したのはこの形、このところにちょうど橋脚、高架橋が見えるという状況になっております。

(坂本会長)

はい。変電所等はこの高架橋よりもまだ見えないところですね。

(事業者 JR東海 米本氏)

位置関係でいくと、今この鉄道施設と書いてあるところ、そこに尾根が出ていると思うのですが、その尾根の裏側が、盛り土をして保守基地変電所の位置になるということですね。

(坂本会長)

この鉄道施設というので、見えているところにもさらに裏側で。

(事業者 JR東海 米本氏)

そうです。

(坂本会長)

そういう意味じゃ、景観ではそれを映しているわけではないってことですね。

(事業者 JR東海 米本氏)

そうですね、はい。

(坂本会長)

委員の方からは、これ以外の視点での、影響も考えた設計等をお願いしたいということだと思います。はい。会場の方は、こういう意見でいいと思います。次はウ

ェブ参加の方をお願いいたします。

(佐藤委員)

佐藤ですけども。よろしいですか。

(坂本会長)

それでは佐藤先生、お願いします。

(佐藤委員)

ちょっと今の件と引き続きなんですけども、意見の32番、このページの冒頭で保守基地の話が出ましたけども、具体的な計画をお示しすることができませんという説明をされましたけれども、計画中のものっていうのはもちろんプランとしてあったわけですよ。何のプランもなく、あれだけの沢を既に現在、かなりの部分を伐採して埋め立てが始まっていますけれども、埋め立てが進行していく中で、どんな建物を建てるのかプランを示せませんっていうのは、ちょっと理解ができないんですけれども、その点は事業者さん、いかがですか。で、回答ができないのであれば、プランがないのに先に埋めたということになってしまうわけで、必要でない面積まで埋めてしまうとかそういうことも起こり得るわけですから、後で希少種の非公開のところでお話ししますが、ここには希少種の生息もかつて確認された谷であったわけですし、何のプランもなく埋めたということであれば、それちょっとどうかなというふうに思いますけれども。

(事業者 JR東海 米本氏)

はい。JR米本です。こちら、保守基地変電所ですけども、概要につきましては評価書の段階でこのようなものを公表しております。変電所としましては変換器と受電設備等のものを設置すると。で、保守基地についても、車庫ですとか作業用の車庫だとか、もちろんそうしたものを設置するという概要につきましては公表しております。後は、ここから実物に向けての設計をしていくということなのですが、それを今、ちょうどしている最中ですので、今ちょっとお示しすることが出来なくて、申し訳ありませんということをお伝えさせていただきました。これ全くずっと最後まで公表しないというものではなく、当然、具体的な計画がまとまってきましたら、工事の計画後、保全計画を取りまとめた上で、公表してまいります。

(佐藤委員)

イメージ図がこのように存在するわけですよ。であれば、どの程度の規模になるのかはお分かりではないのですか。私たちが心配しているのは、当然、周辺からの景観もありますけれども、余りにも、構造物としてボリュームが大きなものができるとうるまへの影響等が懸念されるので質問しているわけですし、例えば高さはどの位、20メートルなら20メートル以下に抑えたいと思うとか、15メートル以内に抑えたいと思うとか、色はこのようにしたいとか、占有面積がこの位になるとか、騒音がこうなりますとか、そんなことも何も分からずに、説明できないというふうに今仰るわけですか。



(事業者 JR東海 米本氏)

そちらの内容については、具体化してきた段階でまた改めて公表してまいりたいと思います。

(佐藤委員)

具体化してしまうと、変更というのは相当困難になりますよね。これは駄目でしょ、と途中から言うのは大変申し訳ないので、初めから分かっていたら、そこはやっぱりその高さはうまくないですねとか、その色は良くないですねとか、事前に、生物の方からの立場としてアドバイスが可能なんですよ。そういうその歩み寄りをしないで、もう決まりましたというふうな後に示されても、それではどうにもならないということが、度々やっぱり起こると思うんですね。この後、非公開の希少種でも、そのようなことが起こっていると私は感じていますが、ですので、分かっているのですしたら別に差し支えないことでしょうか、外観を示していただければというお願いです。

(坂本会長)

お願いということで、それで関連してですが、先程、送電線の方には、東電さんがやるから関係ないみたいな話でしたけれど、この配置によって、どちらからどう回してくるかということによって送電線も変わってくると思うので、変電所のところでは、どこに鉄塔が立つみたいなイメージもあるはずで、逆に、今から配置とか決めるのであれば、東電さんが鉄塔を造るときに、影響が少ないような鉄塔を立てられる場所に、こちらも考えてあげないと。事業者さんが適当に造った所にそれ電気回してみたいと言われて、その電線はこうなりますよ、では無責任だと思しますので、その辺も、考慮していただきたいと思います。よろしいでしょうか。

(事業者 JR東海 米本氏)

ごめんなさい。聞こえ方として、電力事業者が行うことなので、鉄道事業者である我々は全く関係ありません、というつもりは毛頭ございません。当然、我々のほうから受電需要があった中でお願いしていることではあります。ただですね、東電さんのほうで今、計画検討中の事柄ですので我々としてもまだそこを把握していない段階です。ですので、お伝えもできないというところでございます。

(坂本会長)

分かりました。少なくともこちらの事業者さんとしては、東電さんの方に、景観等の配慮ということをお願いした上で、相談しているという理解でよろしいですか。ただ電力をこれだけくれという話ではないと。

(事業者 JR東海 米本氏)

もちろん。ですので、希少種の情報ですとか、そうしたものも御提供しているところですよ。

(坂本会長)

議事録にも残りますので、そのように必ずお願いしたいと思います。はい。ほか

に。佐藤先生、そんな感じでよいでしょうか。

(佐藤委員)

大丈夫です。はい。

(坂本会長)

はい。他のウェブの先生方がいかがでしょうか。ちょっと画面が小さいので手を挙げていただいたら分かりますが。いかがでしょうか。御意見なさそうですかね。

(田中委員)

田中です。10番の御説明、ありがとうございました。県の方にもお聞きしたいのですが、確か、この後で議事録をより分かりやすいように書き直したと思うのですが、その議事録は事業者さんに渡っているのですかね。

(事務局 渡邊主査)

事務局の渡邊です。今修正中ですのでまだお渡ししておりません。

(田中委員)

そうすると今回の議論は前回の議論とほぼ同じになってしまうわけですね。事業者が持っている材料としては。

(事務局 渡邊主査)

前回の議論を踏まえて今回行っていますので、その議事録の修正は今している段階ですので、その部分の情報はまだお渡ししておりません。

(田中委員)

そうすると、その議事録はどういうふうに使われるのですか。

(事務局 渡邊主査)

議事録は固まったところで、皆さんに共有させていただきます。

(坂本会長)

分かりました。議事録はあくまでも公開用と考えてよくて、前回の委員会で申し述べました意見については事業者の方がちゃんとメモで取って帰りますし。

(田中委員)

だけどそれは議事録せつかく作るんですから、事前にちゃんと共有してこういう会議を持ったほうがいいと思います。それはちょっとおかしいと思います。それであればですね、中身もちょっと前回とあんまり変わっていなかつたというのが分かりました。私の言い方も非常に舌つ足らずで全然分からなかつたと思うので、今回、詳しくというか分かりやすいように書きましたので、それをまた見ていただきたいと思います。

今の段階では前回とあまり変わらない情報でのやりとりになりますけれども、ま

ずですね、20番のさつき県にホームページの、似たようなホームページを見せていただきましたが、これ今あるのは確かにあるんですけども、県別で分かれています、かつ、そのどンドンズームインとかズームアウトとかできるわけじゃないので、本当に情報が極めて限られているんですね。例えば、この流域っていうのはどういう流域でどういう沢がどこにどんなふうに繋がっているんだろうみたいな。そういうことを、さつき見せたような図、Web地図といいますか、そういうものと連動していれば、簡単にできると思います。さつきお見せしたのは、前にそのお話をした時に、グーグルマップだとかグーグルアースみたいなものは民間のものでなかなかそういうものを使いにくいというようなお答えがあったので、いやそうではなくて国土地理院とかそういうところでもいろんなそういうものは、既に用意されていて、使われ、使いやすいようになっていますので、そういうのを是非上手く使ってほしいということです。

もう一つは県別にやるというのではなくて、残土置き場のその流域への影響とかそういうものは、県を跨いで、いろんなところに影響があるかもしれません。ですから、路線の全体がさっと見られてその中で1個1個、細かく見たければ見られるというような仕組みにさせていただいたら大変有り難いかなと思います。それが今20番の話ですね。

それから21番の話も、前回と同じお話になっていたんですが、こういうことを申し上げているのではなくて、その域内で利用できるものは、それはもう行き場所があるわけですから、それはどンドンそういうことでよろしいんですが、そうじゃなくて半永久的に、そこに残ってしまうということがないだろうかということなんですね。そういうものに対しては、そこに残ったままで有効利用できる。つまり、どこかに運んで有効利用できるのであれば、それはもうもとより問題がないわけですけども、問題がないわけではないですけど、なくなるわけですから。そうじゃなくて、行き場所が決まらなくて、ずっとそこに残ることがないのかなっという、そういうことなんです。それに対して、もしそれが半永久的に残ることが考えられるのであれば、今のうちからそういうリスク、言ってみれば最悪の状況を想定して、それに対する対応策をちゃんと考えておいたほうがいいのではないかなということです。それが21番目。以上でございます。

(坂本会長)

事業者の方、趣旨、分かりましたでしょうか。回答をお願いします。

(事業者 JR東海 米本氏)

はい。事業者、米本です。田中先生ありがとうございます。また地理院マップを活用した例というところも見せていただきましてありがとうございます。御意見としては、承ります。ただですね、ちょっとこれについては我々も事業者として、今までやってきた中で、いきなり大きく変えるというのが、これもなかなか、もうやり始めてかなり時間も経っていますし難しいので、一つ、事例として田中先生の御意見というところは承ります、ということにさせていただきます。

後もう一つ、半永久的に残ることがもしあるのであれば対応策を、というところでございますが、我々としましては、発生土の仮置き場とさせていただきます。

いるところにつきましては、その所有者様に最終的には、発生土も撤去した上でお返しするというのを基本として一応考えております。先生の御懸念というところについても一般論としてはよく分かるのですが、我々としては、基本的には仮置き場というところについては、撤去した上でお返しするというところを基本としておりますというところをちょっと御回答させていただきます。

(田中委員)

何となく、両方とも、そう回答するしかないみたいなことなんですが、必ずそうすると仮置き場は仮置き場で、そんなに何年もそこに放置されるということがないという、そこが分からない以上はやはりずっとそこに存在するというリスクも合わせ、今考えておくべきだということなんですね。つまり、残土の山ができるという問題に対する環境アセスメントもあれば、残土の山がそこにずっと存在して、何年かそこに維持されるというか、存在するというところに対する環境アセスメントも必要だということなんです。そういう意見でしかないのかもしれないけれども、強制力がないかもしれないけれども、この前も申し上げましたが、それは環境影響評価制度がこうだから、最低限これをやっておけばいいということではなくて、これだけの大事業をやられるわけですから、企業としてどうなんだろうという、そういうところで御判断いただければと思います。

(坂本会長)

はい。ありがとうございます。他に意見がなければ、私から念のため1点確認なんですけれど、水資源の調査で知事意見でもっと詳しくやったらどうかという意見があったところで、トンネル工場の影響を把握することが目的で、トンネルの湧水に変化がないので、月1回で大丈夫でしょという回答だったんですけれど、知事意見が、これが出てきた時の背景の一つとして静岡の話があったと思うんですね。それも考慮して、トンネル湧水量は大きな変化は見られなかった、それは河川水の流量にも変化を与えないという解釈でしょうか。

(事業者 JR東海 米本氏)

はい。JR米本です。月1回というところについてですね、前回は御議論があった中で、今回、我々としてはデータも示した上で御説明したと思います。で、工事による影響を見るという上で、もし河川が減った場合に、原因となる一義的なものというのは何かと言ったらトンネル内に水を引き込むというのが一番なので、そのトンネル内の湧水量というのは、こちらは、日々、毎日ですね、見ております。それが大きな変動がないということで、不動点、不動点というのは影響のないところですね。と、実際に影響が及ぶ可能性のある場所、両方を比較した上でも同じ傾向を示していると、この情報を加味した時に、我々とする、十分だ、今の段階ではトンネル工事による影響というところについてはないだろうというふうに考えます。それも、月1回見る中でこれまで、過去何年にもわたってデータが溜まってきていますので、その中で大きな傾向としては十分見られているだろうというふうに考えているということです。

(坂本会長)

ありがとうございました。では、高木先生お願いします。

(高木委員)

高木です。先程の御説明Q71のところで、防音壁の区間の話が出ていて、確認をさせていただきたくて手を挙げました。先程、図があったと思いますが、山梨県内の中で3分の2ぐらいはトンネル区間で、明かり区間のところでも防音防災フードが二重線になっていると。そこまではいいのですけれども、防音壁になっているところは丸になっているのですけれども、この丸は、例えば、一番左の早川付近のところと言うならば、トンネル部分とトンネル部分の間の明かり区間のところは全部防音壁で繋いでいるという認識でよろしいのでしょうか。

なぜ質問したかというところ、まず一つは、他は線で黒塗りと二重線で引いてあるの、ここを一重線で引いていただければ、全部繋がっているのだなというのは分かるのですが、丸で表示しているの、表記の仕方として良く分からないという部分の一つです。

それから先程、ダイヤモンド富士の話が出たときにCG写真が出ているわけですが、あれを見ていたら、一部、フードでもなく、防音壁でもない部分もあるのかなというのが良く分からなくなってしまったので、質問をさせていただいております。いかがでしょうか。

(事業者 JR東海 米本氏)

はい。御質問ありがとうございます。JRの米本です。まず、表記で丸印がよろしくないのではないかとこのところについてはこれが分かりやすいかなと思いました。5月にマスコミの皆様にもお配りしたもので、こういう表記をしたものを御紹介しているところなんです。

後は防音壁の区間ですけれども、まずは早川のところを事例にしてお話させていただきます。早川のこちらの場所は橋梁になる場所です。トンネルとトンネルの山間の川のところに架かる橋梁です。その上が防音壁になるのですけれども、トンネルの出口付近というところにつきましては、いきなり防音壁区間が出てきちゃうと、音が大きくなってしまいうので緩衝工を付けることになっております。トンネルの出口から約200メートル程度、形状は防音防災フードと同じような形状をしているコンクリートの半ドーム状、アーチ状のものになります。それが両トンネルの坑口の出口には付いてきます。これで何を緩衝するのかと言ったら、空気を徐々に空気穴をつけて、徐々に抜いていって、トンネルから出るときの衝撃を緩衝するために付けるものです。ですので、橋梁の上にそうした半ドーム状の緩衝工というものが付きます。そこをさらに出た先に橋梁上の中で壁の区間というのが出てくるということになります。ですので、見た目上でいくと、橋梁の両側はフード状のもの、真ん中に壁状のものが出てくるという形状になります。

あと、この丸印で示したところの意図になるのですけれども、防音壁区間というところが、その場所に応じて、延長距離が若干変わっております。それは、その場所での機能上のものですか、後は住宅などの沿線状況、分布状況とか、そうしたものを勘案しながら、必要最低限の範囲として防音壁区間を設定したところで、この発表したものについてはこちらになっております。

(高木委員)

要するに、防音防災フードでもなく、防音壁でもなく、線路だけの区間はないという理解でよろしいですか。

(事業者 JR東海 米本氏)

はい。必ず、フードではない場合においても必ず壁は付いています。

(高木委員)

ダイヤモンド富士の話が出たときのCG画像では壁とかが何もないようにも見えたのですが、それは私の見間違いで、あそこには防音壁が付いていたということですね。

(事業者 JR東海 米本氏)

はい。付きます。

(高木委員)

はい、分かりました。

(坂本会長)

ありがとうございます。他にありませんでしょうか。工藤委員、お願いいたします。

(工藤委員)

はい。工藤です。4つあるのですが、1つずつよろしいですか。

一つ目がQ10の発生土の収支のところなのですが、令和2年度まで100万立方メートルということでお示しいただいていますが、少しネットで見たら事業全体で5,680万立方メートルということでした。今後、山梨県においても相当量が発生する見込みだと思われまますが、その発生量の見込みを教えてください。また、今後も、仮発生土置き場を37号線沿いで設置する予定なのか、あるいは別のことを考えておいでなのか。そして要対策土の処理のほうは、どのように行って最終的に処分するつもりなのかということをお教えいただきたいです。

(坂本会長)

はい。事業者さん、回答をお願いします。

(事業者 JR東海 米本氏)

はい。JR米本です。まず、工藤先生から今御指摘ございました、5,680万立方メートルという量ですが、こちらは品川、名古屋間全線の発生土量として5,680万立方メートルが見込まれるというものになります。一方で、山梨県内において出てくる発生土量の見込みとしましては680万立方メートルを見込んでございます。今、令和2年度までの間にその680万立方メートルのうち、約100万立方メートルという量が発生したというところになります。

また、すべてが37号沿いになるかというお話でございますが、37号線沿いに

出てくる土というのは、南アルプストンネル、静岡に向かって掘っているトンネルと、富士川町に向かって第四南巨摩トンネル西工区というのがあるのですけれども、合わせて3つの斜坑口から出てくるトンネルの発生土について、37号沿いに通行するということになります。昨年度から着手し始めました第四南巨摩トンネルの東工区、また、第一から第三南巨摩トンネル、そうしたものにつきましては、もう少し東側、富士川町側で発生してくるものになりますので、そちらのトンネルの発生土は37号沿いには出てこないということになります。

あと、区分土をどのように処理するのかというお話でございます。区分土につきましては、今、仮置につきましても、遮水シートを用いた存置というところを行っておりますが、今後、決まっているものとしましては、高下地区に弊社の保守基地・変電所を設置する際に、盛り土をしますが、その際に、その区分土を一部活用しまして、盛り土を造っていく。そのときには、しっかりと遮水シートに包んだ形で、水と触れないような形で対応しながら、設置していくというように考えております。以上、いただいた御質問への御回答になるかと思っております。

(坂本会長)

工藤委員、他にありますか。よろしいですか。

(工藤委員)

この区分土は、何かケミカルな処理はしないのですね。

(事業者 JR東海 米本氏)

そうですね。そうした処理ということではなくて、その区分土と水が触れ合うということのないようにするというように、どちらかというは無毒化させるのではなくて、遮断するという方向で対応していこうと思っております。

(工藤委員)

はい。分かりました。二つ目ですけれども、Q66番のハザードマップのところなのですが、急傾斜地の特別警戒区域については、1箇所ということだったのですが、土石流の警戒区域に当たっている置き場も結構あると思います。それで、「山梨県は早川町と協議のうえ管理計画を作成している」ということなのですが、例えば、こういった土石流が起こった場合に、遮水シートが破れてしまったりとか、何が起こり得るかということ想定した上での管理計画でしょうか。あるいは、まだそういったことには、対策を講じるか、考えるということをしていらっしゃるのでしょうか。どうでしょうか。

(事業者 JR東海 米本氏)

少々お待ちください。

(事業者 JR東海 市瀬氏)

JR東海の市瀬と申します。Zoomで失礼します。会場の皆様、聞こえておりますでしょうか。

(坂本会長)

はい、聞こえます。

(事業者 JR東海 市瀬氏)

私のほうから御回答いたします。今御質問いただきました件ですが、中洲の発生土仮置き場が急傾斜地の一部に掛かっております。それから塩島、西之宮については土石流のエリアに掛かっております。その箇所に設けてある発生土仮置き場に関して、具体的に上流から土石流が流れてきたときに、どうであるかというような検討は実際にはしておりません。あくまで、盛り土単体として、そこに大雨が降ってきた、地震が起きたというときに、その盛り土がきちんと崩れずに健全な状態で保たれているか、その確認をしております。以上です。

(坂本会長)

いかがでしょうか。

(工藤委員)

はい。では、そういったハザードが起こった場合に、何が起こりうるのかということをご想定していただいて、人や環境に影響が及ばないような対策を是非講じていただければと思います。発生土が押し流されたり、あるいはシートが破れたりといったことが起こると、下流にまで大きな汚染が及びかねないと思いますし、また、土砂ダム材料になってしまいそうなことも考えられるかと思いますが、想定できる限りのリスクというものをしっかり管理していただければ、良いのではないかと思います。はい。ありがとうございます。

では、3つ目なのですが、Q36で県道37号線を走行する工事用車両の走行実績を示していただいたのですが、南側、北側それぞれ上限台数を定めていただいておりますが、どのようにしてこの台数を決められたかというその根拠、それから実績を見ますと結構この上限に近いものが、実績としてありますけれども、この場合は調整されたのか、調整されて制限されたのかどうかということ。

あと、早川町さんのほうから、評価書の時とは違って、現在では、交通量のほうが変わってきているというようなことが意見として出てきておりますが、それにこの事業以外の交通量が変わってきた場合に、この上限台数というのを、どのように見直していくのかということ。

それから1日の運行の時間的スケジュール配分について、どのようにしていらっしゃるかということをお聞きしたいです。かなり多くの車両があると思いますので、その運行スケジュールというのは、総合的に管理されているのかどうかということも、併せて御回答をお願いします。以上です。

(事業者 JR東海 米本氏)

はい、御質問ありがとうございます。少し回答する前に、先程の質問の回答の補足なのですが、区分土をどのように対処するのかというところの中で、一つの例としまして、高下の保守基地・変電所に埋めるというお話をしましたが、今こちらのほうで、富士川町で発生してくるものについては、そのように対応するという方針を持っております。一方で、早川町で出てきているものについて今現在、仮



置しております、そちらの区分土の対応につきましては、まだ現在検討中というところですが、少し先程の回答は、すべてが高下に行くかのように少し聞こえてしまったかもしれませんが、早川町で発生しているものにつきましては、現在検討中というところで補足させていただきます。

今、いただいた御質問についての御回答なのですが、465台の根拠について少しお待ちください。

(事業者 JR東海 市瀬氏)

JRの市瀬です。465台ですけれども、評価書を検討、作成した当時、様々な前提に基づいてトンネルの工事工程を検討しておりました。その当時の前提に基づいたトンネル工事工程に基づいて、様々な工事用車両がいつ、どれくらい走るかという試算をしまして、工事期間を通じて最大になる台数が、県道南アルプス市公園線においては465台であろうという試算をした結果でございます。

本日御説明した資料の記載のとおり、かなりもう465台に近い数字が出ている瞬間がございます。こちらについては、実際問題、調整をしております。今後、465台を超えずに、トンネル工事を最後まで行けるかどうかについては、まだ明言できません。465台を超えるような状況が、見込まれる場合にどうするかということについては、今後、引き続き検討してまいります。以上です。

(坂本会長)

よろしいでしょうか。米本さん、追加説明ありますか。

(事業者 JR東海 米本氏)

私からは追加はございません。

あと、運行スケジュールについて、御質問いただいたと思いますが、今すぐ御回答できる材料を持ち合わせていませんので、今日の回答はできないので申し訳ありません。

(坂本会長)

はい。ということだそうです。

(工藤委員)

はい。ありがとうございました。そうすると、この上限値は工事の都合上であって、周囲の環境とか住民に配慮してというような形で、そういう根拠で決めたものではなかったということですね。

(事業者 JR東海 市瀬氏)

JRの市瀬です。465台というのは、あくまで工事工程の都合を踏まえて、見込まれる最大台数として設定いたしました。その後ですけれども、トンネル工事の保全計画書を作成公表しております。それに関わる地元住民への御説明、意見交換等をこれまでやり続けておまして、地元の方から様々な御意見、御指摘を、工事用車両の通行に関してもいただいております。そういった中で、工事用車両のスケジュールという話に若干絡みますけれども、朝は何時から夕方は何時までダンプを

通行させる。それから、県道南アルプス公園の狭隘箇所等の交通ルール等をどうするか、そういった様々なルールは、その後、色々と調整して定めてきておりますというのが実情でございます。

(工藤委員)

早川町さんからも御意見が出ておりますので、運行が集中しないようにですとか、なるべく住民の生活に影響のないような形、また大気環境ももちろんですけども、そのような形で、検討を進め、改善してください。この事業以外の交通量が増えてきているような状況では、こちらの上限台数を見直す必要があるかなと思いました。ありがとうございます。

そして、最後ですが、知事意見への対応状況の大気のところなのですが、低振動型低炭素型建設機械の採用はございませんという回答をいただいているのですけれども、小井川線路橋のときの意見としても書面で出していますが、今、国交省のホームページを見ると、令和3年10月の段階で、これらの低振動、低炭素型建設機械の認定状況というのはかなり多くなっていると思います。私のほうで見たかぎり、調達困難という状況ではないと思うのですね。国のほうからの補助も出ていると思いますし、そういった状況を逐一、チェックしていらっしゃるのかどうかということで、積極的に採用するという態度があまり見えないなと思いました。その辺りチェックしていらっしゃるかどうか。機械を低炭素に変えるということについてどのような努力を今、していらっしゃるのかということについて御回答ください。

(坂本会長)

はい。お願いします。

(事業者 JR東海 米本氏)

はい。JR米本です。先生からも、小井川線路橋の際に、サイトの御紹介をいただきました。大分、低振動型低炭素型の型式というところが増えてきていることは、我々も把握しております。ただ、重機は様々なジャンルがありますので、その中で、まだ、まず作られている建設機械というのが徐々に増えているものの、その型式というのがまだ十分でないというところと、後は使えるものがあればいいんですけども、今の段階で、山梨県内での流通台数というのが、非常に少ないというのが事実ではあります。ですので、我々として流通されていけば使うということはもちろん明言していることですので、使っていくのですけれど、今、現在山梨県内での流通台数というところでいくと、かなり少ないというのが現状というところになります。工事の際には使えるか、使えないかというところを確認しております。

(坂本会長)

よろしいですか。

(工藤委員)

はい。流通が少ないけれどもゼロでないのであれば頑張りたいと思います。よろしくお願いします。

(事業者 JR東海 米本氏)

そうですね。できるだけ積極的に採用するということについては明言しているとおりに、流通されていけば活用するようにします。

(坂本会長)

はい。大きな会社ですから、山梨県に限らずに何とかしてもらうように、上の方に頼んでください。よろしくお願いします。

ウェブの委員の方、質問よろしいですか。それでは事務局どうしましょう。ここで休憩を入れるか、説明が終わった後に入れるか。

(事務局 渡邊主査)

すいません。ここで一度休憩をお願いします。

(坂本会長)

はい分かりました。10分休憩といたします。それでこの後希少種の話ですので、ここで報道関係、一般の方は退出してください。委員の方、事業者の方、3時30分から再開ということですので。時間が大分押しておりますので、事業者さんに時間は連絡してあると思うんですけど、もう少し手際良く。事業者さんの希少種の説明が1分でも2分でも短くなるように手際良くしていただければと思います。

(事業者 JR東海 米本氏)

我々ももうちょっとポイント絞っていきたいと思ったのですが、事務局から一通り説明するということの方に言われているのですけれど。

(坂本会長)

多分、質問が一杯出てくると思いますので、質問の時間を十分取っていきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。それでは、あと6分くらいになってしまいましたけれど一旦終わりにして、後半は希少種の話をしたいと思います。

〈報道関係者及び傍聴人退室〉

**【非公開審議開始】**

**【非公開審議終了】**

〈報道関係者及び傍聴人入室〉

(坂本会長)

一般の方、傍聴人の方、長らくお待たせいたしました。非公開で希少種の部分の審議をいたしました。ここからまた公開で審議をしたいと思っています。

(伊東委員)

すいません。伊東です。よろしいでしょうか。

(坂本会長)

どうぞ。

(伊東委員)

最初のほうで質問し損ねてしまったんですけども、地球温暖化ガスの調査手法のところ、積算方法で定量的に検討して、定性的に示しますというふうに記載があったと思うんですけども、何かLCA (Life Cycle Assessment) 的にCO<sub>2</sub>の排出量の計算等をやられているのかどうかをまず確認をしたいと思ったんですが。

(坂本会長)

いかがでしょうか。

(JR東海 米本氏)

すいません。ちょっと今日のお話ではない話ということですか。

(伊東委員)

そうですね。低振動型低炭素型のところに関連してる質問として今お伺いしてるんですけども。要するに、どれ位のCO<sub>2</sub>が今出ている状況で、こういうのを入るとどれくらい減るかという見込みを多分使われる時には計算することになると思うんですけど、現状で今そういう定量的な評価みたいなこともやられているのかどうかというのを、教えていただきたいなと思ひまして。

(JR東海 米本氏)

まず、予測につきましては定量的に行っております環境影響評価の時に行っております。その時には、この低炭素型というところは加味しないで、従来のものを使って行っております。それで、毎年の年次報告、3年に1度は中間報告書ということで実績報告を行っていますが、その際にはそれぞれの実績、今ですと低炭素型はまだ使っていませんので、従来のものでの実績を出しているということになります。ですので、低炭素型を加味した予測はしているのかということに関しては、今のところはしてないということになります。

(伊東委員)

分かりました。あと、CO<sub>2</sub>に対する代償措置というかカーボンオフセット的なことというのは、保全措置として追加的に何かする・しないという検討は、特にされてないということですかね。

(JR東海 米本氏)

カーボンオフセットについては今回、環境保全措置として採用ということは今、してございません。

(伊東委員)

分かりました。最近のアセスの事業ですと、環境省の大臣の意見でカーボンニュートラルを目指す国策の中で、総動員してCO<sub>2</sub>を減らすようにというものが出さ

れている事例が今かなり多いんですね。そういうのを踏まえますと、そういったカーボンオフセット的なことも、動植物の代償だけではなくて、今後も中間モニタリング調査を踏まえながら、少し御検討いただくといいかなというふうに思いました。これはコメントになります。

(J R 東海 米本氏)

はい。御意見ありがとうございます。

(坂本会長)

いかがでしょうか。はい、工藤委員どうぞ。

(工藤委員)

関連してよろしいですか。温室効果ガスの排出量の計算のところでは私、何回か指摘しているんですが、係数をなぜ最新のものを使わないかということなんです。メタン等の地球温暖化係数とかそういったものがずっと古いままなんですけれど、その辺りはお考えがあつてのことなのか、あるいは単に更新し忘れなのか。御回答をお願いします。

(J R 東海 米本氏)

事業者からです。工藤先生からこういう御指摘があるというのは、認識しております。使わないことの意図ですが、平成26年の時に予測評価して、その予測に対する評価をする際に、係数を途中で変えてしまうと、元々の予測に対してどうだったかというところが正しくできないのではないかと、ということで係数を変えずにその予測をした時の係数を以て数値を出しているというのが、我々としての考え方になります。

(工藤委員)

それでは現状が正しく評価できないので、例えば二通りやるというのはいかがですか。

(J R 東海 米本氏)

今日御意見として承って、一回検討させていただきます。

(坂本会長)

評価書の段階からもう何年も経って、その間に世の中も変わりがりますので、今後そういう事業者さんが出してくる資料についてはその都度その最新のものを、昔からの繋がりということでしたら先程お話ありましたように併記で良いので、昔の計算だとかどうだったけれど最新のものだとこうなるという、その都度最新のもの、最新の数値、最新の技術でどうかという話をさせていただいたほうが、評価書で終わりではないよということといういいかなと思っております。よろしく願いいたします。

(工藤委員)

すいません。それで私、いつも書面で何度も指摘しているのに、さっぱり変わらないので段々フラストレーションが溜まっています。変えられないのであれば、変えられない理由の反応をしていただきたいと思います。今後どうぞよろしく願います。

(坂本会長)

はい。ありがとうございました。では田中委員。どうぞ。

(田中委員)

はい。今、カーボンニュートラル、カーボンオフセットの話が出てきたので、やはり一言申し上げたいなと思って、生物多様性や生態系に関する生物多様性オフセットだとか、代償ミティゲーションとしてのオフセットというのは、今回、多分やられてないと思うのですけれども、それに関係してのことで、全体を通しての御意見です。

この日本のアセス制度というのは、今基本的に環境影響が有る、無しを評価するものではないのですよね。環境影響が著しくあると思われるものしか対象になっていないのでそもそも、ですから、環境影響の有る無しをアセスで時間とお金を掛けてやるのではなくて、ある影響に対してどういうミティゲーション、そこに、そのミティゲーションの回避、最小化、代償というのがあるわけですが、それをやってそれでも、どうなのだろうということを議論しなければならない。

つまり、アセスをやったから、何か調査報告書ができて、でも実際、環境保全はできませんでしたという文化財の調査みたいなものではなくて、何とかそれを保全しましょうということを通り出すための仕組みなのですね。だから、何か重点が、調査の経過、経緯で、先程のミゾゴイの話聞いていますとね。結局どうなったのだということだけを言えばいいというようなことになっていて、そうではなくて、山梨県環境影響評価条例の技術指針をもう1回よく見ていただきたいのですが、環境保全対策に対して1つ1つ評価していくと、具体的なこういうことをやったら、こうなるだろう、あるいはこうなったと。では、次の手段としてこういうことや、そういうことをしっかり評価しましょうということが書いてありますから、もう1回、原点に戻っていただいいてですね、環境アセスメントはあくまでも、環境保全を推進するためにやっているということ、別に動植物、生態系だけじゃなくてすべての分野で、もう1回原点に戻って、やっていただけたらと思います。以上です。

(坂本会長)

ありがとうございました。この委員会は環境影響評価の文章、チェックするだけでなく、それを通じてより良いものにしてもらいたいということで、その環境影響評価の部分以外のことをお願いしたりしておりますので、そういう目で、事業者の方も、評価書なり、中間報告書の文書を作って終わりということではないということで、心に留めてやっていただければ、有り難いと思っております。よろしく願います。

ウェブ委員、他にございますでしょうか。よろしければ、ここで事業者からの回答についての質疑応答は終わります。事業者の皆様には長い間ありがとうございました。

では、委員会の最後の部分としまして、その事業者の回答等も含めて、この後、知事意見を事業者に出すことになっております。この委員会ではその知事意見の素案を検討することになっております。事業者の皆様には、ここで退席されても結構ですけど、これ公開の委員会ですので、聞いて参考になることもあると思いますので、残っていただいても結構です。

それでは事務局から関係市町村等の意見等を含めて御説明いただければと思います。

(事務局 渡邊主査)

事務局の渡邊です。知事意見素案について説明させていただきます。まず、知事意見の素案ですけれども、これまでの技術審議会委員の意見、事業者の見解を含めた委員の意見、それから沿線の10市町からの意見を取り入れて素案を作成いたしました。まず、資料1を御覧ください。こちら前半部分が前回と今回の回答いただいた部分も含めて意見の整理表を作成しております。一番右の欄に、今回の知事意見の素案に反映する分野を入れてありますのでこちらを御覧ください。

次に、市町からの意見ですけれども、6ページ以降になります。画面でも共有しております。沿線10市町ございますが、そのうちの7市町から意見が寄せられております。

いくつか紹介させていただきますと、甲府市は、住民への説明について、地域住民は懸念、不安を感じている。正確かつ十分な情報提供を行った上で、地域住民との意思疎通を図り、苦情、要望等について迅速かつ誠実に対応するとともに、環境負荷の低減を努めること。地域住民への対応についての御意見です。同じ甲府市で、上から4つ目で、工事に伴う地下水への影響ということで、工事の施工に際して地下水への影響が考えられるので、地下水質等を測定し、地下水への影響が認められる場合には、適切な対応を行うことで、周辺地域における地下水利用に支障が生じないように万全の措置を講ずること。

同じように盆地内ですと、中央市からも、地下水に関する意見が出ております。また、トンネル部分では、今工事が進められております早川町、上野原市についても、水資源に関する意見が幾つか寄せられておりました。

続きまして、7ページです。早川町、今トンネルの工事が行われていること、残土置き場があること、交通量が多いということでいくつか意見が寄せられております。早川町の1つ目は先程、工藤委員からも紹介がありましたが、車両について他事業の影響もあって町内の交通量が環境アセスメントを実施したときと、現在の状況に変化があるので、状況に応じた低減措置を実施されたい。

2つ目も同様ですけれども、先程、計画の御説明ありました465台について、その中でも運行台数の低減に努めてくださいといった意見がございました。早川町の4つ目ですけれども、区分土の置き場が早川町内にいくつか置かれているのですけれども、やはりこちらのほうも、より一層の適正管理に努めてくださいといった御意見がありました。

市町からの意見については、今概要を説明させていただきましたが、最後9ページのところに市内の水道関係を所管する部署から、水道、水資源に関するものですが、モニタリング調査をしていく中で影響が生じた場合には、関係機関に適切な対応を求めてくださいといった意見が出ておりました。

こういった意見を踏まえまして、資料2になります。知事意見素案を作成いたしました。素案ですけれども、まず知事意見として5項目、左側に関連する項目を記載しております。その隣に知事意見の素案、その素案を作る基となった主な意見等を一番右の欄に説明させていただきます。

知事意見の素案ですけれども、まず一番初めの「はじめに」ということで、今回の中間報告書手続において、関係市町長から、今後の工事に関することを含め、騒音、振動、水資源、景観、発生土の管理、住民の生活環境の保全など、多岐にわたる意見が出されている。事業者においては、関係市町からの意見に対し、正確で十分な情報提供を行うとともに、引き続き、地域への環境影響の低減に努めることということで、主な意見等は、沿線7市町から十分な住民説明等を求める意見が提出されているということになります。

2つ目、大気質、騒音・振動に関するものです。早川町の県道37号の交通量は、他事業の影響もあり、環境影響評価実施時と比較して増加しているため、大気質、騒音、振動への影響をできる限り低減するよう、工事車両運行台数の総量低減に努めること。こちら先程説明させていただいた早川町の意見を参考にさせていただきました。

続きまして、水資源です。地下水の水位、湧水の水量及び地表水の流量に係る事後調査及びモニタリング結果について、工事の影響は認められない旨記載されているが、そのように判断した合理的な根拠や理由が示されていないことから、その根拠等を示すこと。こちらは水資源の調査結果について、どのように工事の影響がないと判断したのか、統計的な解析を行っているのか分からないということに意見を素案を作成いたしました。

続きまして、景観、日照障害等ですけれども、評価書作成以降に変更又は明らかになった次の構造物について、景観や日照障害等に及ぼす影響を整理し、必要な環境保全措置を検討すること。また、その過程を次回の中間報告書に掲載することで、1つ目は、変更となった防音防災フード又は防音壁に関すること。2つ目が高下地区の保守基地・変電所に関するものです。こちらは、高下地区の構造物について、大規模であるが現時点まで外観が示されていないことから、景観に対する影響の検討を行ってほしいとの審議会からの意見です。もう1つが、防音壁・防音防災フード区間の変更による環境への影響を検討してもらう必要があるということで事務局のほうから入れさせていただきました。

最後、発生土に関するものです。発生土置き場の今後の計画が明らかでないことから、次回の中間報告書では、取りまとめ時点における今後の仮置き見込量、場所及び期間を整理して記載するとともに、早期処分に努めること。これについては、今後の仮置き場の計画が不明であるといったこと、また、今中間報告書の中で確認したところ、仮置き場は早川町内に9箇所、約45万立米が、仮置きされていて、このまま仮置き場が増えていくと、環境への影響が増大することが懸念されますので、今後の見込み等を求めるということで、この素案を作成させていただきました。

以上、5つになります。御審議をお願いいたします。

(坂本会長)

はい。これは知事意見素案ということで、委員の皆さんの意見で、追加、修正、表現も含めて追加修正をして、今度はこの県庁内での会議にかけて、最終的な知事



意見にするというものです。今までの案件に比べて、かなり数が多い、それだけ関心の高い事案だと思います。

委員の方々が何かございましたら、まず、こちら側の小林先生、何かありますか。

(小林委員)

ありません。

(坂本会長)

では、ウェブの委員、お願いします。少し画面が小さくて良く見えないので、お声掛けいただければ有り難いと思います。

(田中委員)

はい。田中ですけどもよろしいでしょうか。

本当はもっと生態系とか動植物についてもあるんですが、とりあえず今回は絞って、5番の発生土のところの言い方で、発生土置き場の計画と、その計画のようにやった場合の環境影響、それからその環境影響に対する保全対策、そういうものが、例えば、さっき申し上げたようなホームページに、リアルタイムで、誰でも見られるような形にしておくというようなことが理想なんですが、それをどこまで知事意見として言えるのか分かりませんが、今計画だけなので、やはりそこには環境影響、それから、それに対してどういう保全対策をやるのかっていうことは少なくとも、検討して記載すべきだと思います。

(坂本会長)

ありがとうございました。皆さんの意見を伺って、文案は事務局で考えていただいて、皆さんにフィードバックするのではないかと考えておりますので、具体的に書き方についての意見でもいいですし、趣旨だけでもよろしいので、御意見ありましたらよろしくお願いいたします。

(佐藤委員)

佐藤ですけれど、よろしいですか。

(坂本会長)

よろしくお願いします。

(佐藤委員)

先程の関連ですけども動植物について、特に高下地区での鳥類の調査について、事業者さんが先程、おそらく次の審議会に回答なり何なりを寄せてくださるんだと思いますが、かなり、やはり、不備な状態だというふうに私は感じておりますので、この部分については、きちんとした科学的な、調査手法及び精査をした上で、どんなふうな結果になったのか正しく評価して、そして今後の事業に生かすべきだということを、やっぱり盛り込んでほしいなというふうに思いますね。

特に明かり部分は、かなり不透明な感じで発言されていましたが、もちろん、リニアが通る技術的なことはあるとは思いますが、当然高速で通過する物体を

鳥は避けられませんし、音も非常に影響があると思いますので、こうした高下地区のような形で、何かしらの影響が考えられる場所においては、やはり十分な対応すべきだというふうに考えますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

(坂本会長)

事務局、項目追加でよろしいですか。

(事務局 渡邊主査)

承りました。文案のほうは考えさせていただきます。

(坂本会長)

将来、これからのことも含めて、意見を述べるということになるかと思ひます。他に御意見いかがでしょうか。

(工藤委員)

工藤です。2番の大気質・騒音・振動のところに、総量低減に努めることとあるんですが、その総量の考え方として、当該事業だけの総量だけではなくて、他の交通量も含めた上での総量、上限を決めて、この事業での最大通過してよい台数というものを設定して、そこはフレキシブルにやっていただきたいと思ひます。

先程申し上げましたが後は、スケジュールですね。1日の中での、車の交通量が集中しないような形で、スケジュールを調整してほしいというのを、入れてほしいなと思ひます。

あと発生土のところでは、これからまだ、37号沿いに増える可能性があるわけですが、その際は土石流や急傾斜地のハザードマップの危険なところには、発生土置き場を造らないということを書いてほしいと思ひます。以上です。

(坂本会長)

はい。事務局のほうで、まずは文案を考えていただくと。先程の話だと、他の事業があるということが前提ですので、それをちゃんとしっかり、把握していただくということでしょうか。他の委員の方、いかがでしょうか。項目をどんどん追加しても構いませんので、何かお気づきの点がありましたらお願ひします。

(別宮委員)

すいません、別宮ですがよろしいでしょうか。

(坂本会長)

はい、お願ひします。

(別宮委員)

私も佐藤先生と同じ意見なんですけれども、項目を追加していただいた上で、植物のほうに関しても、移植後の定着状況に関して、定量的な報告をするようにということ、加えていただければと思ひます。よろしくお願ひします。

(坂本会長)

これも可能だと判断できますので、よろしく事務局で御検討ください。他にはいかがでしょうか。

(岩田委員)

山梨大学の岩田です。他の委員の皆様と同じ部分で1件ありますけれども、発生土置き場につきましては、早川流域は非常に大規模な崩壊が近年多発していきまして、今後も、極端豪雨等の増加によって、さらにこれらが、頻発するような懸念もされていると思います。

特に、雨畑川流域の土砂の生産量というのは、甚大なものがありまして、雨畑川と早川の合流点付近の、あれは確か区分土の置き場だったと思うんですけども、あそこは私、大変危険なのではないかというふうに思っておりますし、他の地域でも、そういった崩壊、あるいは土石流等の発生による被害を懸念していますので、今後の見込量と、それから、場所の記載等にとどまらず、安全面での十分な対応を求めるような記載にさせていただきたいと思います。

それから、水資源につきましては、事業者からの回答等も読ませていただきましたが、トンネル湧水量を見ていまして早川非常口でのトンネル湧水量がずっと増加傾向にありまして、今では毎分4トンぐらいの流量が観測されていますので、今後もこれを増加が続いていくようですと、早川本流への影響は、まだ分からないと思いますけれども、小河川への影響というのがやはり懸念されると思います。これですと、0.1t/秒程度の小河川の川だと、涸れてしまう川も出てくる規模になってきているのではないかと思いますので、水資源につきましても、工事の影響がないというふうな合理的な判断、合理的な根拠を示すだけでなく、必要なモニタリング並びに対策を講じていただきたいというような、文言、内容に踏み込んでいただければ有り難いと思います。以上です。

(坂本会長)

事務局、分かりましたか。分からなければ質問していただきたいと思います。

他の委員の方いかがでしょうか。大体、一通り意見を聞けましたかね。では、先程も申しましたように、今までの案件に比べて、市町村からの意見も多いし、特に早川町から具体的な意見が出ていて、地元でこういう意見が出ていることは、この委員会だけではなくて、地元にもあまりよく情報がいっていないなという気がします。5市町の意見が反映されたものが知事意見としてしっかり出ていくようにしたいと思っております。

それでは他の委員、よろしいでしょうか。今日のところは御意見が出尽くしたと判断しますので、意見交換を終了とさせていただきます。本件については、今回の審議が全体の審議では最後になります。中間報告書に対する知事意見の素案につきましては、本日の時点で大枠として御了承いただいたということにさせていただきます。本日御出席の委員におかれましては、お気付きの点等がありましたら12月9日、あまり時間はございませんが、事務局宛にメール等で意見を提出してください。また事務局から欠席委員もその旨、御連絡をお願いいたします。

本件につきまして集まって審議するのは今回が最後となりますので、何か判断が必要なことがございましたら、今後については、会長に御一任いただきたいと思います。

ております。では、ありがとうございました。そのようにさせていただきます。本件については以上です。

以上をもちまして、本日の審議事項は終わりです。それでは、審議としては、閉会です。委員の皆さんありがとうございました。では司会のほうにお願いします。

(司会 今井総括課長補佐)

委員の皆様方には長時間にわたり御審議いただき、また貴重な御意見賜りまして、ありがとうございました。また坂本会長には円滑な議事の進行を務めていただき誠にありがとうございました。それでは最後ですが次第です。3、その他ですが、委員の皆様から何かございますでしょうか。よろしいですか。はい。それでは事務局から何かありますか。

それではこれもちまして山梨県環境影響評価等技術審議会を終了いたします。御審議いただきまして誠にありがとうございました。